

基本仮契約書(案)に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
62	1	前文				「株主は、本基本協定第4条の定めに従い、」とありますが、「基本協定」の定義付がなされていることから、「株主は、基本協定第4条の定めに従い、」との記載が正確かと存じます。	「本」を削除します。
63	3	第7条	第2項		本施設の設計・建設	「本施設の設計・建設業務については、設計建設工事請負契約締結後速やかに、その定めるところに従い、設計業務に着手し、本施設を平成23年3月31日までに完成させ、甲に引き渡すものとする。」とありますが、設計建設工事請負契約に従って引き渡し日が変更された場合にはこれに従うとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
64	3	第7条	第3項		本施設の設計・建設	「請負代金は、金[]円(うち消費税及び地方消費税の税金[]円)とし、設計建設工事請負契約の規定に基づき、支払われるものとする。」とありますが、設計建設工事請負契約に従って請け負い金額が変更された場合には、これに従うとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
65	3	第8条	第2項		本施設の運営・維持管理	「本施設の運営・維持管理にかかる事業期間は、平成23年4月1日から平成38年3月31日までとする。ただし、本施設の両方又はいずれか一方の甲への引渡が遅れた場合は、当該施設の運営に係る事業期間は、実際に本施設の全てが甲に引き渡された日の翌日から平成38年3月31日までとする。」とありますが、本施設の両方又はいずれか一方、とは具体的に何を指すのかご教示下さい。	「両方又はいずれか一方の」を削除します。
66	4	第9条	第2項	(2)	特別目的会社の設立	「本件会社の担当する業務は、本施設の運営・維持管理業務の受託及び基本契約において本件会社が担当すべきとされるその他の業務のみとすること。」とありますが、本契約において本件会社が担当すべきとされるその他の業務とは具体的に何を指すのかご教示願います。	その他を削除します。
67	4	第9条	第4項		特別目的会社の設立	「本件会社は、本契約締結後速やかに、」とありますが、「本件会社は、基本契約締結後速やかに、」との記載が正確かと存じます。	ご指摘のとおり修正します。
68	6	第13条	第3項		債務不履行等	「設計建設工事請負契約が解除された場合、甲は、運営・維持管理委託契約を解除することができるものとする。」とありますが、この場合、運営・維持管理委託契約の解除原因は、設計建設工事請負契約のそれと同一とみなされるものと理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の場合の解除原因は、設計建設工事請負契約が解除されたことです。
69	6	第14条	第1項		有効期間	「ただし、甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民間事業者に書面で通知することにより、特定事業契約の全部又は一部することができる。」とありますが、「ただし、甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民間事業者に書面で通知することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。」とのことでしょうか。	本文に「を解除」を補います。